（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係）	別表第一（第三条及び第四条関係）
（略）	（略）
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）
第四十七条の二第六項及び第四十七条の十第七項	第四十七条の二第六項
（略）	（略）
危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）	危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）
第百三条第四項及び第二百三十五条第二項	第百三条第四項及び第二百三十五条第二項
車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）	
第十五条	
（略）	（略）

附　則

この省令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。